

70歳未満の方

区分		自己負担限度額	
ア	年間所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回該当 140,100円】	
イ	年間所得 600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回該当 93,000円】	
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当 44,400円】	
エ	年間所得 210万円以下	57,600円 【多数回該当 44,400円】	
オ	市県民税非課税	35,400円 【多数回該当 24,600円】	

※年間所得=総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額

70歳以上75歳未満の方

区分		外来のみの自己負担限度額 (個人ごと)	外来+入院の自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み	III 課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【多数回該当 140,100円】	
	II 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【多数回該当 93,000円】	
	I 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当 44,400円】	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円	57,600円 【多数回該当 44,400円】
非課税	II 市県民税非課税	8,000円	24,600円
	I 市県民税非課税かつ所得 0円	8,000円	15,000円

※75歳になる月は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の自己負担限度額が、それぞれ2分の1の金額になります。

※世帯収入の合計額は520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は一般です。

※非課税Iの所得は、公的年金等控除額を806,700円として算出します。

多数回該当について

過去1年間に3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合には、4か月目から多数回該当の金額が適用されます。

※「マイナ保険証」又は「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」を利用し、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなった場合を含みます。

※70歳以上75歳未満の方が「外来のみの自己負担限度額」の適用を受けた場合は除きます。

（例）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	翌年2月
高額療養費	高額療養費	高額療養費	—	—	—	—	—	—	—	—	高額療養費	—	高額療養費
①	②	③									④		
		①									②		③

・12月の場合 → 1月から高額療養費の月を数えると4か月目なので、多数回該当です。

・翌年2月の場合 → 3月から高額療養費の月を数えると3か月目なので、多数回該当ではありません。